

【平成30年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成30年12月13日 健康福祉委員長 田村 伸一郎

- 「議案第158号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第159号 川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第160号 川崎市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*直近2～3年の間に撤退又は廃業した老人デイサービスセンターの数について

老人デイサービスについては新規参入しやすいサービスであり、多くの参入がある一方、利用者の確保が困難である等の理由による事業所の撤退が一定程度存在している。

《意見》

*老人デイサービスを行う民間事業者が増えている一方で、事業者の撤退も少なからず存在しており、利用している事業所が無くなり、近くに代替となる事業所がないとの声も耳にしているところである。本議案は、民間において老人デイサービス事業が十分に提供されている状況であることを理由に公設の老人デイサービス事業を廃止するものであるが、公設の老人デイサービス事業を廃止することは、公的責任や役割を後退させると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第161号 川崎市久末老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定について」

《意見》

*本議案は、民間において老人デイサービス事業が十分に提供されている状況であることを理由に久末老人デイサービス事業を廃止するものであるが、公設の老人デイサービスセンターを廃止することは、公的責任や役割を後退させると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第162号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本議案は、民間の障害者通所施設において十分なサービスが提供されている状況であることを理由にわーくす川崎及びわーくす中原を廃止するものであるが、公設の障害者通所施設を廃止することは、公的責任や役割を後退させると考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第182号 陽光ホームの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 選定評価委員会における審査の詳細について

平成30年10月12日に実施した選定評価委員会では、委員から現指定管理下において体験宿泊事業の実績が伸びていることが評価される一方、同敷地内にある施設「桜の風」におけるショートステイサービスに加え、障害者グループホームである陽光ホームの指定管理についても育桜福祉会が行うことになる点について、他の法人を選定した方がよいのではないかとの意見もあったが、結果として基準点である6割を超える得点となり、選定に至ったものである。

* 選定評価委員会の審査における採点の詳細及び基準とされる6割に満たなかった評価項目について

5人の委員による評価項目の合計は1,050点満点であるところ、別途、これに上乗せして加減される「実績評価点」の評価において加点となった53点を含め、本法人の合計得点は基準点とされる6割を超える691点であり、各評価項目についてもおおむね6割を超える得点となっている。6割を下回った評価項目としては、200点満点中119点となり、6割の120点をわずかに1点下回った「事業の安定性及び継続性の確保への取組」がある。

* 選定評価委員会の審査において得点が低かった項目に関する法人への指導、監督及び今後の改善状況の把握について

当該グループホームは障害者総合支援法による給付費を基とした運営となるため、事業の安定性及び継続性の確保への取組として、安定した利用者数の確保に加え、体験宿泊事業において利用者の好評を得ること等の利用者増加策についても指導を行っていきたいと考えている。また、監督及び今後の改善状況の把握については、指定管理制度に基づき毎年提出される報告書や、モニタリング調査を含む年度評価の実施により得られる結果から、しっかりと検証をしていきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第183号 南部地域療育センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 結果的に1事業者のみの応募となった指定管理者の募集に当たって取り組んだ内容及びその検証について

指定管理者の募集に当たり、事前からの告知や長い公募期間の設定、関係団体、以前に応募のあった法人、他の療育センターを運営している法人への個別説明等の取組を行ったが、残念ながら結果として1法人のみの応募であった。今後も、指定管理期間満了に伴う再公募事案は健康福祉局の所管する範囲において毎年生じる見込みであるため、公募の手法等をしっかりと検証し、いかしていきたいと考えている。

* 本議案と議案第182号を個別の議案として提出した理由と検討の経過について

平成29年第4回定例会における議案第146号の採決に当たり、附帯決議がなされた経過及び決議の内容を重く受け止め、議会への丁寧な説明を行い、本会議及び健康福祉委員会における慎重な審議を経た意見、指摘を真摯に受け止めることが必要であると考え、関係局とも協議を行った上で、個別の議案として提出したものである。

* 指定管理議案については今後も各施設ごとに個別の議案として提出することへの考え方について

健康福祉局以外の局においても様々な部署が指定管理議案に関する事務を分掌しているため、今後の指定管理議案の提出に当たり、各施設ごとに個別の議案とするか否かについては、慎重に協議していきたいと考えている。

* 選定評価委員会による選定に当たり附帯意見が付与された前例の有無について

総務企画局への聞き取り等により、前例がないと認識している。

* 次期指定管理者の指定に当たり非公募更新制を採用しないことへの考え方について

次期指定管理者の指定に当たっては、原則として公募により行うべきであるものと考えている。

* 川崎市社会福祉事業団の一連の不祥事を契機とした南部地域療育センターの再直営化の検討の有無について

地域療育センターの運営については全施設を民営化している横浜市を始め、全国的にも民間事業者による運営が多くを占めている状況である。本市では多様な職種を配置し、よりきめ細やかかつ柔軟で専門的な支援を実施することを目的として平成23年度の中北部地域療育センターを皮切りに南部地域療育センター、北部地域療育センターと続けて指定管理者制度を導入してきたが、民営化により一定程度の効果が得られていると考えており、現状では市の直営に戻すことは難しいと考えている。

* 仮に南部地域療育センターを再直営化する場合の課題について

専門的な職員の配置や人材確保の問題のほか、運営費、効率性、運営の柔軟性においてそれぞれ課題があると考えている。

《意見》

* 指定管理者の募集に当たり、募集期間の設定や周知の工夫等を行ったものの、結果として応募があったのは選定された1事業者のみであった。今回の公募に係る

取組内容とその結果をしっかりと検証して、今後の指定管理者の公募にいかしてほしい。

- * 議会の慎重審議に資する本議案のような議案提出の在り方について、今後も後退がないように引き続き取り組んでほしい。
- * 川崎市社会福祉事業団に対する選定評価委員会における得点は基準点をわずかに2点上回ったに過ぎない632点であり、20点満点中9点であった「コンプライアンスについて十分な認識を持っていること」の項目を始め、基準とされる6割を下回った項目が多々見受けられる状況である。今後も、川崎市社会福祉事業団が指定管理者となっている各施設の次期指定管理者の指定に当たっては、決して非公募更新制を採用することのないようにしてほしい。
- * 当該指定管理者に対しては、引き続き必要な助言、指導を行い、コンプライアンスの徹底及び不祥事の再発防止策を着実に実行させ、利用者等からの信頼回復と提供するサービスの維持に努めさせるとともに、施設の運営に当たっては、積極的な業務改善の取組を行うよう指導してほしい。
- * 南部地域療育センターにおける不祥事が生じた際、すぐに対応できるような人材、職員の育成が行われていない状況下では、問題を起こした当該団体が不祥事の後も引き続き事業を継続せざるを得ないこととなり、これでは市民の理解を得られないものと考える。事業の継続性の問題から本議案には賛成することでやむを得ないと考えるが、今後、専門職の人材育成をしっかりと行い、いざというときは直営に戻すことを可能とする体制を維持してほしい。
- * 南部地域療育センターを現在も利用している方たちに対し、切れ目のないサービスを提供し、しっかりと事業の継続性を担保していくことが求められるという状況があるため、本議案については賛成するものである。
- * 南部地域療育センターにおける指定管理制度が導入されたこと自体に反対する立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第184号 川崎市視覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第185号 川崎市老人いこいの家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 川崎市社会福祉協議会を代表者、各区社会福祉協議会を構成員として申請がなされたことへの見解について

応募時の申請書類やプレゼンテーション等において、全市的に事業を展開する川崎市社会福祉協議会と、各区の地域特性に合わせて事業を展開する各区社会福祉協議会がグループ法人として応募することにより、全体的なガバナンス

の強化と併せ、各区の特色をいかした運営を目指す旨が示されており、このことから、グループ法人として申込みを行ったものと認識している。

* **社会福祉協議会の組織再編が推測されることへの見解について**

川崎市社会福祉協議会と各区社会福祉協議会の統合に向けて、内部で検討を進めているとの話を聞いているが、詳細はまだ聞いていない。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 186 号 川崎市老人福祉センター及び川崎市老人福祉・地域交流センターの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第 50 号 公的年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願」

《請願の要旨》

公的年金の毎月支給を実現することを意見書として国に提出することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

現在、年 6 回、偶数月に支給されている年金は、平成 2 年 2 月から施行された国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、国民年金法第 18 条第 3 項が改正され、それまでの年 4 回に分けて支給されていたものから、6 回に分けて支給されることになったものである。

毎月支給については、本市も他の政令指定都市とともに平成 28 年度から政令指定都市国保・年金主管部課長会議として国に要望書を提出しており、平成 30 年度も同様に提出している。今年度の要望書に対し、国からは、「約 4,000 万人の受給者に対する支給業務は既に非常に大きな費用負担を伴っており、毎月支給となれば日本年金機構を始め関係機関の大規模なシステム改修を必要とするなど様々な課題もあり、今後も影響等を見極めていく必要があると認識している」という趣旨の回答を得ている。本市としては、国からの回答を踏まえ、今後の動向を注視しながら、政令指定都市国保・年金主管部課長会議において慎重に検討していきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* **年金の毎月支給を求める受給者の生活状況等の実態把握について**

年金給付に関する相談は日本年金機構において対応しているため、本市に対して、年金の毎月支給に関する具体的な意見、要望等は寄せられていない。

* **国における年金の歳入及び歳出の合計額について**

厚生労働省の資料によると、年金受給者は約 4,000 万人、厚生年金等を含めた公的年金総額で年間約 54 兆円であるが、歳入と歳出の差を含め、予算規模の総体については把握していない。

* 年金の毎月支給を実施した場合に要する振込手数料及び他のコストについて

現在、約4,000万人の受給者に対する振込手数料は約27億円となっており、単純計算をすると振込手数料は倍の約54億円要すると想定される。また、それに加えて、システム改修及びシステムのランニングコストとしてそれぞれ数十億円単位のコストを要すると国から回答を得ている。

* 平成30年度政令指定都市国保・年金主管部課長会議において年金の毎月支給を国に要望している理由について

年金は毎月支給等、短い周期で支給される方が望ましいと考えており、平成28年度に初めて、国宛てに政令指定都市として要望書を提出したが、その後、一部政令指定都市の中に賛同していない都市が出始めているため、本市としても動向を注視していきたいと考えている。

* 政令指定都市国保・年金主管部課長会議による年金の毎月支給の要望に対する国からの回答の変化及び国の見解について

平成28年度は「困難」との回答であったものが、平成29年度以降は「認識している」という回答となっており、一部回答に変化が見られる。しかしながら、市として国の議論の状況については把握していない。

* 政令指定都市国保・年金主管部課長会議における国宛ての要望に当たり、反対を表明する政令指定都市が出てきた経緯及び反対する政令指定都市数について

平成28年度においては全会一致で要望を行ったが、それに対する国の回答を受け、かなりの手間を要すること、システム改修に当たり地方にも多くの負担が生じることなどを理由として、反対を表明する政令指定都市が出てきたものと認識している。なお、平成30年度においては複数の都市が反対を表明している。

* 政令指定都市国保・年金主管部課長会議からの国宛ての要望書に対する国の回答の形式について

政令指定都市国保・年金主管部課長会議の幹事都市及び本市を含めた近隣都市が厚生労働省に出向いて要望書の提出を行い、その際に口頭で得た回答を幹事都市がまとめたものが回答文である。

* 昭和63年11月当時の社会保障制度審議会における年金支給月に関する議論について

当時の年金支給は年4回であったが、社会保障制度審議会において年6回とすることが議題とされ、できるだけ早期に年6回支給を実施すべきであるとの意見が国に提出されるに至り、国において年6回支給への法改正がなされたものと認識している。

* 国における年金の毎月支給に向けた議論の状況について

国における年金の支給月数についての議論の状況については把握しておらず、いずれの会派の国会議員からも議論の提起はなされていない状況であると認識している。

《意見》

* 年金の毎月支給に伴い生じる受給者一人当たりのコストはわずか約200円であ

ることから、来年度以降も政令指定都市国保・年金主管部課長会議における国への要望を継続してほしい。

《取り扱い》

- ・本来、年金の毎月支給については国会が議論すべきであるが、年金支給月に関する今後の在り方等については明確に示されておらず、何ら議論がなされていない状況である。また、毎月支給の実現に当たっては地方自治体が負担すべき額についての議論も必要となることから、まずは地方行政側から国に対して要望を継続し、書面での回答を行うよう求めていく段階であると考えるため、現段階では地方議会として意見書を提出するべきとはいはず、本請願は不採択とすべきである。
- ・今後の高齢化の進展により、年金受給者の増加やそれに伴う人員負担や振込手数料の増加が考えられる。これらの問題は国が整理すべきであり、年金の毎月支給には課題があると考えるため、意見書を提出することには賛成できず、本請願は不採択とすべきである。
- ・年金の毎月支給は重要な課題と認識しているが、サービス向上の観点や業務面、費用面での課題がまだ残っている中、政令指定都市国保・年金主管部課長会議からの要望に対する国の回答も変化しつつあり、引き続き動向を注視していく必要があると考える。意見書の提出については慎重に取り扱うべきであり、現時点で意見書は提出せず、本請願は継続審査とすべきである。
- ・事前の調査によると、年金保険料の歳入と歳出は数兆円規模の歳入超過が生まれている状況であり、その差額を用いれば、国が過大な支出と見込む年金の毎月支給による振込手数料の増加分、システム改修、システムのランニングコスト等を十分賄えるはずであり、本市議会としても意見書を提出する必要があると考えるため、本請願は採択すべきである。
- ・年金の毎月支給により複雑なシステム改修等が必要だとする国の口頭による主張も、実際に毎月支給を検討した上でのものではないため、本市がそれを考慮する必要はないと考える。生じる金銭的な問題も年金の構造自体に大きな影響を与えるほどの金額ではなく、全国の自治体からも意見書が提出されていることもあり、本市議会としても意見書を提出する必要があると考えるため、本請願は採択すべきである。
- ・年金の毎月支給については、一義的には国で議論すべき問題であり、国会で議論がなされていない状況は非常に残念である。本件については、国の考え方や国会の議論の様子をしっかりと注視し、動向を見守っていく必要があると考えるため、現時点では意見書を提出する段階ではなく、本請願は継続審査とすべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択

- 「小児がんの治療等特別な理由で抗体が失われた場合のワクチン再接種制度の整備を求める意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出